

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

告 示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	2

告 示

**高知県告示第355号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成26年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成26年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	519.95
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	193.38
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	200.12
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部	823.57	108.06

	香美市の一部		
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,514.80	90.16
7 鏡川	高知市の一部	164.00	8.94
8 本川地区	いの町の一部	625.09	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	597.87	123.72
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.30	114.72
11 四万十川上流	中土佐町の一部 禰原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,567.06	201.28
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,438.96	365.26
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.28
15 松田川	宿毛市の一部	118.71	185.94
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.62	43.58

17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	164.94
計		8,510.46	2,468.73

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78
計		33.86

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	60.26

2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	57.10
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.98
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.90
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計			146.62

**高知県告示第356号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 フタマタ60番1から 吾川郡いの町長澤字 フタマタ180番11まで	前	6.5 7.9	51
	後	7.9 12.0	

**高知県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字大向 122番2から 土佐市甲原字高ソ子 776番2地先まで	前	5.3 20.4	517
	後	10.4 24.3	
土佐市甲原字アシ谷 3675番5から 土佐市甲原字林シ 1589番1まで	前	3.7 6.2	33
	後	4.0 11.3	

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月2日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

**高知県公安委員会規則第6号**

**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5 安芸警察署の表安芸警察署安田駐在所の項中「安芸郡安田町安田1846番地1」を「安芸郡安田町西島40番24」に改める。

別表第2の8 香美警察署の表香美警察署片地駐在所の項中

「香美市土佐山田町宮ノ口185番地」を「香美市土佐山田町佐古藪216番1」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。